契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　事　名	六甲アイランド地区埠頭用地造成工事（その 4）

契約変更の理由

本工事の着手により港湾運送事業者の貨物が移動された状況下にて横断測量を行った結果、現地盤の沈下が判明し、盛土量・路盤面積が大きくなることから、土工・舗装工を増工する。

阪神高速道路株式会社による大阪湾岸道路西伸部事業の影響により、一部造成断面の変更が生じたため、擁壁工・舗装工を減工する。

本工事区域は国際船舶・港湾保安法による制限区域（SOLAS 区域）であり、常時、当該エリアへの侵入防止措置として仮設 SOLAS フェンスが必要となったため、防護柵工を増工する。

その他、現地精査の結果、数量変更を行う。

以上

（公表様式第6号）